

松戸市教育委員会会議録

平成27年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 27 年 1 月定例

開 会	平成27年1月15日(木) 14時00分	閉 会	平成27年1月15日(木) 16時15分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	山 田 達 郎	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 市 場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧 田 泰 子	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 松 田 素 行	○	教育長 伊 藤 純 一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 1 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21		
2	学校教育部 部長	大井 徹	22		
3	〃 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	〃 専門監	関 聡	25		
6	〃 専門監	渡邊 和宣	26		
7	〃 課長補佐	中野 幸子	27		
8	〃 主幹	横田 浩一	28		
9	〃 指導主事	大野 寿	29		
10	〃 主査	藤中 孝一	30		
11	〃 主任主事	橋本 欣之	31		
12	〃 主事	伊藤 翔	32		
13	教育施設課 課長	森 擁雄	33		
14	〃 課長補佐	渡部 優樹	34		
15	社会教育課 課長	海老沢 健司	35		
16	スポーツ課 課長	米本 恭輔	36		
17	課長補佐	加藤 広之	37		
18	主査	菊地 俊一	38		
19	指導課 課長	田迎 宏之	39		
20	課長補佐	生貝 博子	40		

平成27年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年1月15日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第59号

松戸市いじめ防止対策委員会条例の制定について (指導課) …… p 1

② 議案第60号

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会条例の
制定について (教育施設課) …… p 4

③ 議案第61号

契約の変更について ((仮称) 松戸市立関台小学校新築電気設備工事)
(教育施設課) …… p 9

④ 議案第62号

契約の変更について ((仮称) 松戸市立関台小学校新築機械設備工事)
(教育施設課) …… p 11

⑤ 議案第63号

松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則の
制定について (教育企画課) …… p 13

⑥ 議案第64号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う新教育長の設置について (教育企画課) …… p 33

(2) 報告等

① 平成27年松戸市成人式の結果について (社会教育課)

4 その他

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、6人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 皆さん、新年おめでとうございます。今日は新しい年の最初の教育委員会会議です。

今年もいろんな課題が出てこようかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから平成27年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案6件、報告等1件となっております。

なお、本日4時以降、議会との関係で、教育長が退席せざるを得ません。なるべくそれまでに6件の議案を審議したいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

◎議案第59号

委員長 初めに、議案第59号「松戸市いじめ防止対策委員会条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 指導課長でございます。よろしく願いいたします。

議案第59号「松戸市いじめ防止対策委員会設置に関する条例の制定について」説明をさせ

ていただきます。

まず、ここまでの経緯をお話をさせていただきます。

本市のいじめ問題につきましては、平成25年3月に教育環境常任委員会にて所管事務調査を行うことが決定され、10月には11名の議員の皆様には小学校10校、中学校10校のいじめ防止対策や対応等の学校現場の実態を見ていただきました。その結果、教育環境常任委員会の所定所管事務調査事項いじめ問題についての報告書が平成26年1月23日に提出をされ、市内の各小中学校のいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に対する努力について一定の評価をいただきました。しかし、その報告書の中で、いじめ問題には教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等との連携、オール松戸で取り組むべきとのご指摘もいただきました。

そこで、教育委員会と市長部局との連携体制を強化し、より専門的、多角的な見地からいじめ問題に対応できるよう制度並びに組織の充実を図るために、本年4月1日より教育委員会としての附属機関「いじめ防止対策委員会」を設置するために、3月議会で条例を上程することといたしました。

それでは、2ページをごらんください。この条例でございますが、平成25年法律第71号、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、松戸市教育委員会の附属機関として松戸市いじめ防止対策委員会を設置するものでございます。

この対策委員会の目的は2つございます。まず1つ目、松戸市教育委員会が諮問したいじめ防止等の対策を専門的知見から審議をし、答申すること。2つ目、重大事態発生時、調査主体を学校の設置者とした場合、教育委員会から依頼を受け調査し、報告を行うことでございます。

対策委員会の構成でございますが、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者5人以下の委員で組織をいたします。

対策委員会議でございますが、定例会を年2回開催いたします。ここでは松戸市教育委員会が策定するいじめ防止等の対策の実効性を審議をしていただきます。また、重大事態発生時に学校設置者が主体となる調査を行う場合、必要に応じてこの会議を開催することも想定をしております。

以上、議案第59号の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第59号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 ご説明をちょっと補足をいただけたらと思います。この条例の制定が3月の定例市議会に出されました後の委嘱等も含めて、スケジュールがどのようになっているかということと、年2回という原則といいますか、開催を予定されているということですが、実際にどのように運用されますか、松戸市としての運用の方針といったものが何かもう少し具体像が描けるような補足をいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

指導課長 まず1点目のスケジュールでございますが、今現在、委員のほうの人選も行っているところでございます。それで27年4月1日から委員の委嘱を行いまして、その後、第1回目の委員会を開いていきたいというふうに考えております。

2点目のご質問でございますが、まず1回目の委員会の中で松戸市の教育委員会としてのいじめの対策が果たして実効性のあるものかというあたりをお話し合いをしていただきます。そこでいろいろご指摘をいただいて手直しをして具体的に学校のほうにおろしたいと考えております。第2回目、その年度の中で行った具体的な対応について審議をいただいて次年度に備えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山田委員 ありがとうございます。

もう1点、松戸の市長部局のほうの調査委員会といったものがあると。いじめの重大事態といったものがどのように把握されて、まず一義的には学校であり、そしてこの教育委員会の委員会としての対応があり、それからいじめ防止対策委員会というところがまた関わり、それから市長部局に報告がされ、さらにそこで何かあれば、そちらでも向こうの調査委員会が動くと、何層にもなっていることは、これはこれでチェック機能を高めたというふうに理解されると思うんですが、やはり例えばどこまで教育委員会で、仮に例えば市長部局のほうの調査委員会に上がるまでの間にどのような歯どめといいますか、早期発見であったり、どのように機能するのかというところが、少しこの条例設置によってできるこの委員会の位置というか、動くタイミングとか、そういったことをもう少し補足していただけると、先ほどの質問の続きなんですが。

指導課長 教育委員会としましては、やはり学校との連携が一番かなというふうに考えております。学校のほうでは毎月ですとか学期に一遍ですとか、いじめのアンケートをとっております。それをもとにして、これはちょっと学校のほうできちっと調べて対応しなければいけないといった事態が起こった場合に、学校のほうでの対応。

学校のほうで対応し切れない場合、あるいは重大事態等が起こった場合、2点ほどござい

ますけれども、いじめによる不登校30日以上ですとか、自殺を企図した場合というような場合に、こちらのほうに上がってきます。それをもとにして、こちらの学校のほうに指導をしていくという形になろうかなというふうに思っております。

申しわけありません、答えがはっきりしなくて申しわけないんですが、以上でございます。

指導課長補佐 指導課補佐でございます。よろしくお願いいたします。

今、課長のほうから説明いたしました毎月のいじめの月例報告等で学校のほうが上げてきた案件について、重大事態に該当するかどうか判断に迷う場合は、学校から教育委員会指導課のほうに相談がございます。どのようなものが重大事態に当たるかというのは、お手元の資料の下に書いてある2項目でございます。

それらについて、これが本当に重大事態かどうか、重大事態として対応していくかということについて迷う場合は教育委員会と連携して対応していくと。そして、学校が主体となつてまず調査を行う。そして、それを報告を上げていただき、教育委員会のほうでもいろいろ質問等、不明な点はしていきます。それでもなかなか解決が図れないような場合、そちらについては来年度設置するいじめ防止対策委員会のほうでまずは取り扱っていくこととなると思います。それを市長のほうに報告し、それでも再調査が必要であるという緊急を要するような重大案件につきましては、今度市長部局のほうにさらに再調査をしていくという形になるかと思っております。

以上でございます。

委員長 山田委員、それでよろしいですか。それともそれに関連した質問がありますか。

山田委員 わかりました。第2条の1項、それから2項、今おっしゃったのは2項の事実関係を明確にする調査というのは大体その段取りで動くんだろうということがわかりました。

それから、1項のほうの防止対策自体を専門的見地を持って防止対策も検討されるというふうに理解しました。ありがとうございました。

瀧田委員 対策委員についてちょっとお尋ねしたいんですが、5人以内をもってということですね。これは学校や教育委員会内部ではなくて、外部団体も入れてというふうに解釈いたします。

私は人権擁護委員をしています、委員全員に通達が出ていまして、市町村教育委員会から個人宛に依頼があった場合は、必ず法務局に連絡をして、そこから改めて許可をとることになっています。個人的に接触する場合は、その方の所属機関の体制がそれぞれ違うので、その機関の決まりというのを踏まえていただく必要があるかと思っております。例えば文科省と、

法務省が一つの仕事をするというのは新しい試みだと思うんですが、慎重にお願いします。一つの情報として話しました。

それから、よく委員委嘱の場合に、充て職でお願いしていることが結構多いように思います。充て職という言葉が通じるかどうかわかりませんが、校長会長とか、警察署長とか。任期为警察なんかは7月とか8月だと思いました。該当する子供にとっては影響の大きな瞬間だと思います。

被害に遭った子も、それから加害者と言われる子供も同じぐらいのウエイトで非常に微妙な問題です。充て職のようなことで委員を決めることのないように、2年の任期中はしっかり責任を持ってしていただきたいと思います。個人指名になるのでしょうかけれども、その背景の組織との関連等難しいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとは、とにかくそういう子供たちを不幸にすることの全くないように、きめの細かい委員会であってほしいというふうに、形どおりではなくしていただきたいと思っています。

委員長 情報提供を含めて、どうもありがとうございました。

松田委員 それでは、2点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。第3条、「委員を5人以内をもって組織する」とあります。そして、第7条には、「対策委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し」とあります。すると、場合によっては委員の2人の意見をもって重要事案が議決されていくという状況が発生するわけですね。その辺、非常に私は心配するところですが、こういう人数を割り当てた根拠を教えてくださいたいと思います。

次、2点目です。第1条にいじめ防止対策推進法の14条の3項に基づくことが宣言してあります。その14条の第3項には、「いじめ問題対策連絡協議会」と、「地方のいじめ防止基本方針」という2つの重要なものを前提として成り立つという規定があるわけですが、そのことと本提案との関連についてご説明をお願いしたいと思います。要するに松戸市としての連絡協議会をどうするのか。それから松戸市の地方いじめ防止対策基本方針というのをどうしているのか、その2点、お願いしたいと思います。

委員長 指導課長、どうぞ。2番目の質問については、私のほうからも補足して説明したいと思います。

指導課長 まず1点目の5人の根拠ということでございますが、これは近隣市等の情報をいただいて、これくらいの人数がやはり動くにはフットワークがいいだろうということで考えております。内容については先ほども申し上げましたが、学識経験者ということで今のところ

大学教授の方ですとか弁護士さん、それから生徒指導関係でQ-U関連の方がいらしたら、そちらの方、あとは心理関係の大学教授の方ですとか、警察のOBということで今のところ考えております。ですから、5人というのはフットワークが軽く動けるかなという形で近隣市の情報を得ながら運営することにさせていただきました。

それから2つ目のご質問でございますが、いじめ問題の対策連絡協議会についてでございますが、今のところ松戸市としては、ちょっとこちらは立ち上げる気配がございませんので、千葉県の方のいじめ問題対策連絡協議会との連携を図っていきたいというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

委員長 そうですね。私からも少し補足しましょうか。

14条1項は「地方公共団体は」といっているけれども、2項を見ると、実質的には都道府県が主体のようです。つまり、いじめ問題対策連絡協議会というのは都道府県がつくることになります。その連絡協議会と連携するように各市町村が必要な措置をとることになります。それを受けて3項では、教育委員会は附属機関を設定することとする、という3段構えなんですね。その位置づけが見えないと、今、どこを議論しているのかな、どういう関連で意見交換をしていくのかなというのが見えないと思います。

したがって、いじめ問題対策連絡協議会というのは県でつくる。市はそれに対する必要な措置をとる。市長部局には調査委員会がある。そこで、教育委員会としては、附属設置機関としていじめ防止対策委員会をつくることにする、というふうに理解したんですが、それでいいですか。

松田委員 ちょっと確認をさせていただきます。

まず1点目の5人以内をもって組織するというのは、この人数自体については、何も申し上げることはありません。しかし、第7条に過半数の出席があつて会議を開くことができるということがあり、要するに過半数というのは3人ですね。3人で開くことができるということです。そして7条の第3項には、そのうちの過半数をもって決するということですから2人ですね。2人で重要案件の議決が可能だということになってくるわけです。その辺を非常に危惧しているということなんです。ですので、運営に当たりましてはフットワークの話もありましたので、できるだけ5人がそろって意見を交換できるようにし、2人で決するような状態がないように十分配慮をいただきたいと思いますところでは。

それから、第2点目でございます。14条につきましては第1項に「地方公共団体は」とあ

りますので、松戸市としてもいじめ問題に対する連絡協議会等をつくることも可能です。しかし提案によると、それを松戸市としてはつくらない方針であると解釈してよろしいのかどうか。

それからもう1点なんですが、地方のいじめ防止基本方針も松戸市としてはつくらないということで、千葉県のをそのまま利用してというか、その方針に基づいて松戸市もいじめ対策を進めていくと、こういう方針でいいのか、ご回答お願いします。

委員長 お願いします。

指導課長補佐 指導課補佐です。

連絡協議会につきましては、松戸市の連絡協議会も設置するかどうかということはかなり教育委員会内でも検討してまいりました。現在のところは、メンバー等につきまして他市の状況等から比較検討していきますと、先ほど瀧田委員がおっしゃったように、ほとんどのメンバーが現在松戸市ですと「学校警察連絡協議会」とか、そういう会議のメンバーとほぼメンバーが同じになってしまうと。そちらについてもいじめの案件等も扱っていることもあり、すみ分けがなかなかまだ明確にできていないということで検討中でございます。今現在、もう絶対つくらないという結論を出したわけではございません。

2点目の市の方針につきましては、教育委員会内というよりも議員さんのほうからもオール松戸でというご意見等も出ていましたので、今後、総合教育会議ですとか、または市長部局と連携する中で、また議員さん等のご意見の中からもそちらについても出てくるのではないかなと考えているところです。

以上です。

松田委員 ありがとうございます。

実は昨年1月にもこの問題について検討した経緯があり、そのときには市全体で組織づくりをしていく、そして、その当時で子ども部との協議を進めていると、このような回答をいただきました。しかし、1年たった今、市長部局のほうとの取り組みというものが目に見えてこなかったものですから質問をさせていただきました。

もう一つ危惧するのは、本当にいじめというのは子供たちだけに起こるものではなくて、大人社会でもハラスメントという形で起こっています。したがって、文化の問題なんですよね、いじめ対策というのは、ですからそれを教育委員会のみが取り組んでいくようなことではなくて、ぜひぜひ市全体でいじめを嫌う文化をつくるんだと、こういう姿勢をぜひともつくっていただきたい。そのきっかけになるような取り組みをぜひお願いしたいと、強く思い

ます。

以上です。

委員長 なるほど、いじめを嫌う文化を育むと、いい表現ですね。教育長、これは市長にぜひ伝えてください。

いじめ防止対策推進法に基づくと、いじめ問題対策連絡協議会というのは都道府県において設置することが推奨されていますが、市町村では必ずしも予定されていません。しかも、教育委員会についても、附属機関として必要な組織を置くことができるという任意規定なんですね。しかし、松戸市としてはオール松戸でこれに対して取り組んでいこうということが基本にあります。

松田委員がおっしゃるように、できるだけいじめができない文化、そういう姿勢で進めていただきたいですね。

市場委員 松戸市いじめ防止対策委員会に学識経験者などを募って、防止対策の施策を考えるというのはもちろんそれで結構だと思うんですけども、実際に重大事項が起きた場合に対応するのは、多分ここが直接的に動くというのとはちょっと違うんじゃないかと感じます。先ほど一義的には学校が動くという話があったと思いますけれども、学校がもちろん外れるわけではないと思いますが、そういう場合に実際に対応する実働部隊のスキルアップだとか、それをかなり専門的に行うグループというようなものは特にお考えではないのか。その辺の実際に起きたとき、本当にこれで収拾がつくんだろうかというのを非常に懸念するところなんですけれども。

指導課長 まず、こちらとしては市教委訪問等を通じまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ということで、まずは学校のほうに呼びかけをしております。その手だてとしましてQ-U調査、それからいじめのアンケート、学校ごとに行っているのを学校のほうでもチェックをしていただいて、未然防止、早期発見、早期対応ということで行っております。

ただ、その先の場合ですね、指導課が中心になろうかなというふうに思うんですけれども、生徒指導関連の担当が学校のほうにご支援に入って、早期発見、早期対応の遅れてしまった場合の対応をしていくように考えておりますが、スペシャリストという形ではないのかもしれませんが、第三者的にきちとした形で教育委員会のほうから学校のほうの支援ということで行うようには考えております。

以上でございます。

委員長 難しいと思いますけれども、その辺、市場委員の専門でしょうから何かいいアドバイ

スがありましたら、お願いします。

市場委員 高齢者については今、かなりそれ専門の人たちが対応を行うという体制になっています。こういう学校現場でそういう対応をするというのが実際に現実的なのかどうかははっきりはわかりませんが、やっぱり経験値がかなり物を言う世界だと思うので、その辺のことは、それこそ瀧田先生もお考えがあるんじゃないかと思えますけれども、本当にある程度経験値がないと、場数を踏まないとなかなか難しいことが非常に多いんじゃないかなと思います。

指導課長 今現在ご指摘のとおり、若手の教員がかなり増えてきております。先ほど申し上げましたように、未然防止、早期発見、早期対応ということでお話をしているところですが、担任一人任せにせず、例えば学年としてのチームですとか、学校体制として全ての学校の児童生徒を見守っていくという体制づくりを今、行っているところでございます。

以上でございます。

委員長 一遍にいい解決案ができるとは思いません。市場委員がおっしゃったように経験値を積み重ねながら、そこからいい対策をどう練り上げていく。まさに経験値を重ねていくしかないんでしょうね。そういう意味では、こういう委員会を契機として松戸市らしい何かをつくっていく必要が出てきますね。

教育長 いろいろご心配ありがとうございます。

私も県の連絡協議会はわからないうちに担当になって、都市教育長の代表で1回目出席したんですけれども、かなり的人数で一通り意見を言うだけで2時間ぐらいたってしまうような会でした。あの規模を考えると、やっぱりそれぞれの連絡協議会と、それから対策委員会と調査委員会とありますけれども、やはり一つ一つに役割をきちっと狭くした上で、いろんな機能を図っていく必要があるのかなというふうになります。ですから、国が言うように、いろんな組織は確かに大事なんですけれども、性急につくるとかえって混乱してしまうような、そういう可能性もあるなというふうには実は感じております。

一方で、議会のほうからは、何年も前から懸案になっている防止条例、松戸市独自の。そういうものをそろそろこうやってまとまってきたのでつくろうかと、そういう提案もまた出てきているような状況ですので、市としての連絡協議会なども含めて、組織づくりには少し時間も、今年がピークになると思うんですけれども、進めていく必要があるかなと思っております。

それと、例えば保育園や幼稚園でのいじめの問題に対して、この条例を適用するかしらないかという議論も新聞ではにぎやかになってきているんですけれども、いじめという行動その

ものに対しての言葉の使い方がすごく難しくなっていて、学校教育の中でもそれは特に低学年ではあります。ですから、そういうときに確かに専門家の方々のご指導も必要ですが、教員のチームの中にも、場数を踏んでいる者は必ずどこの学校にもいます。市教委としてはその辺を中心に動いている体制を今、とっているというわけです。その辺をもう一回いろいろそれぞれの役割を整理し直した上で、システムづくりにまた努力したいというふうに思います。

委員長 皆さん、いじめ対策推進法という法律を読んだことがおありだと思いますけれども、この法律でもやっぱりかなり苦勞しているんですね。いじめの定義は抽象的でしょう。今、教育長がおっしゃったように、いじめというのがどのようなものなのかということは定義はあるんだけど抽象的ですから、これを個別具体的に見ていくしかない。そこが市場委員のおっしゃる経験値の積み重ねだと思います。

しかも4条でこんな条文が、必要なかと思うようなものがあるんです、ご存じですか。「児童等は、いじめを行ってはならない。」という規定があるんです。何でこんな条文があるのかと思うぐらい、立法者は何を考えているんでしょうね。

それはさておきまして、いじめ問題がこれだけ本格化した形で各市町村、教育委員会等で具体的に防止策をつくることになった訳です。松戸市としては、松田委員がおっしゃったように、いじめができない文化、これで統一して何か考えていくのがわかりやすいような気がしますね。

山田委員 最後に一言だけ。

ぜひ松田委員がおっしゃったその文化のことなんですけれども、2条の1項で言っている、いじめの防止等のための対策に関する事項を諮問に応じて、対策の答申を出すというのが役割の1番目にあるわけなんです。

恐らく個別の調査を要する重大事態というのは、一にも二にも学校及び管理職の先生方、それから教育委員会指導課を中心とした、ここがどう機能するかが一番大事なのであって、この委員会がどう機能するかより、やっぱり絶対にそれで早急に手を打てるのか、あるいはその悲鳴をちゃんと聞き届けて対応できるのかということところが一番早いわけですから、そこをどれだけ高められるのかということは多分この委員会よりもずっと大事なような気がするんです、重大事態に至らせないという。

だから、そこは絶対対応する。それが第一であって、私とすると、ぜひ今の文化をつくるということをこの委員会が、例えばテレビ番組のお笑い番組を見ていると、これ普段やっ

たら絶対いじめということをやめるわけです。やっぱりそこがおもしろいということが常識で許されるようなことがあふれ返っている中で、そうじゃないだろうということが言えるかどうか。これはなかなか行政は言えないですけども、ただそういうことを議論すべきなんじゃないかと思うので、もしこういうのが民間人が入って、そういう諮問に対する答申が出せるのであれば、もしかしたらそういうような雰囲気づくりとか文化づくりに一番役に立つような、そんなふうなことを感じます。

あとは教育長がおっしゃったみたいに役割分担、いろいろあって結局奥座敷が幾つもあって、訴えた人が果たしてこれも教育委員会の諮問で動き出すわけで、市民の声を直接聞く委員会じゃないですから、だから奥座敷を幾つもつくったってしようがないと感じられちゃうような気がします。ですので、そこは明確に役割分担をされた中で、私とすれば文化づくりをぜひ。重ねての発言で恐縮です。

委員長 うまくまとめていただきました。ありがとうございました。

先程、松田委員の質問で、7条の条文の読み方の疑義がありました。出席委員の過半数、つまり3人しか残らない場合、2名で決定できるんじゃないかという件です。大体こういう委員会では、欠席の委員にはいろんな意味で事前にペーパーで用意をしていただく、意見を出していただくという手順を踏むはずですから、必ずしも2人の意見で決まるということではないと思います。

意見交換の席では3人になるでしょうけれども、その段階ではペーパー、書面等で事前にこの案に対してどう思うかという意見を聞き、結論に対してどう思うかということも賛否も問うことにすれば、欠席委員の意見は反映されると思います。

松田委員 そうしていただきたいと思います。

委員長 そうですね。

いかがでしょうか、この辺で議案第59号につきましては、質疑及び討論を終結してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第59号を採決いたします。

議案第59号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第59号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第60号

委員長 次に、議案第60号「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会条例の制定について」を議題といたします。

教育施設課長 議案第60号「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会条例の制定について」ご説明いたします。

議案書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案書に記載のとおり、3月定例会市議会に議案として市長に申し出るものでございます。

提案理由につきましては、市立小中学校空調設備整備PFI事業に係る契約の相手方の選定等に当たり、教育委員会の附属機関を設置するためでございます。

それでは、条例内容の説明の前に、若干経緯と経過をご説明させていただきたいと存じます。この冷房化事業は当初、平成23年度より設計を実施し、26年度までに工事が完了するよう計画しておりました。しかし、平成23年の東日本大震災の影響により耐震化事業を優先し、当該冷房化事業を平成28年度からの3カ年事業として実施時期を変更いたしました。

ただ、近年の猛暑の影響から関係諸団体から市内小中学校への早期冷房化を求める請願・陳情が市議会に提出されたことや、メール等により保護者や市民など数多くの要望が寄せられたこともあり、平成27年度の耐震工事の完了にあわせ、市内小中学校の冷房化早期実現に向けた前倒しでの実施についてPFIの検討を進めることといたしました。検討に際し、PFI導入可能性調査委託業務をPFIの専門的な知識やノウハウを有するコンサルタント業者に委託し、昨年11月下旬に調査結果として市内小中学校の空調設備整備については、PFI・BTO方式が望ましいと示されました。

この調査結果を受け、内容を精査、検討し、12月4日、教育委員会として市内小中学校の空調設備整備についてはPFI・BTO方式で行うとの結論に至りました。このことから、12月18日の教育委員会会議の勉強会では、調査結果など一定の資料をご提示し、本PFI事業の概要を説明させていただきました。さらに、同月上旬に改めて早期冷房化の趣旨の陳情が議会に提出されましたことから、同月19日の教育環境常任委員会にて同様の内容を説明し、小中学校の児童及び生徒に対する夏場の教育環境の向上に向け、早期に空調を整備させていただくべく、今後はPFI・BTO方式による手続の準備を進めさせていただきたい旨を申し上げます。その結果、本陳情につきましては、議会最終日の同月25日、賛成多数にて採択されました。

それでは、条例の内容をご説明いたしますので、5ページをごらんいただきたいと存じます。

まずは、第1条の設置につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、第2条の所掌事務でございますが、選定委員会は松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の実施及び空調設備整備PFI事業の事業者の選定に関し、教育委員会の諮問に応じ次に上げる事項について調査審議するとし、以下5項目について選定委員会から意見やご承認をいただくものでございます。

第1号では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条の規定に基づく空調設備整備PFI事業の実施方針の策定に関する事項でございます。いわゆるPFI法の規定により公表が義務づけられていること、この実施方針につきましては、当該空調設備整備に関し、PFI事業で行うとする旨を種々の項目で方針としてまとめるもので、本年3月、広く一般に公募いたす予定でございます。

続きまして第2号、法第7条の規定に基づく特定事業の選定に関する事項でございます。この特定事業につきましては、いわゆるPFI法の規定により、実施方針の公表後、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができることとなっております。

次の第3号から第5号につきましては、8ページの資料に具体的な内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

8ページの表中、第2回から第5回にかけて取り扱う予定の議案の細目の欄がおのおの該当するものでございます。

5ページに戻りまして、第3条の組織でございますが、選定委員会は委員5人以内をもって組織するといたしました。

次に、第4の委員でございますが、委員は次に挙げるもののうちから教育委員会が委嘱し、または任命するとし、第1項第1号、学識経験を有する者。第2号、本市の職員、第3号、前2号に挙げる者のほか教育委員会が必要と認める者といたしました。なお、実際に委嘱または任命する委員につきましては、3月の教育委員会会議にお諮りする予定でございますので、その際にご審議いただきたいと存じます。

次の第2項の守秘義務は記載のとおりでございます。

次に、第5条の任期でございますが、委員の任期は委嘱し、または任命した日から平成29年3月31日までとするいたしました。

次の第6条以下につきましては、記載のとおり一般的な内容でございますので、説明は省

略させていただきたいと存じます。

1点だけ訂正をお願いしたいと存じます。6ページ下段の附則の第1項、「施行日」につきましては記載が平成27年3月1日とされておりますが、「公布日」が正しい記載でございますので訂正をお願いしたいと存じます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第60号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 単純なことで恐縮です。

さっき冷房のというふうにおっしゃるのが何遍か耳に入ったんですが、PFIというのは冷暖房ですか、空調設備についてわかりやすく説明していただきたいんですが。

教育施設課長 今、空調設備に関しましては、冷房だけの単体の機械がほとんどございません。したがって、冷暖房が主流となっております。ただ、暖房につきましては今後、現在使っている……。

瀧田委員 のを使う。

教育施設課長 暖房のほうをどういうふうにするかは今後、協議したいと考えております。

瀧田委員 今の撤去するという事ではないんですね。

教育施設課長 はい。併用も考えられますし、またどちらかエネルギー効率のよいほうを選定したりする場合もございます。

以上です。

瀧田委員 今年、風邪が流行ったり、すごく寒かったりしますから、暖房のほうはどうなっているのかなと思ったけれども、従来どおりの暖房ですね。

教育施設課長 またはPFIで機械を設置する暖房で使う可能性もございます。

瀧田委員 出てくる、併用して。それって電気代の関係とか何かが変わってくるだけですか、暖房に使うと。

教育施設課長 両方一遍に使うことはまずございません。

瀧田委員 もちろんそうですけれども。

教育施設課長 その辺のエネルギー効率をはかる意味もうちのほうでは今後検討していきたいと考えております。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 今回のこの条例は平成29年3月31日までのいわゆる時限立法ですので、その時点でこの条例の効力はなくなります。したがって、PFI事業を再度行う必要性が出てきた場合には、再度このような条例を制定するということになると思います。

僕の希望としては、4条の委員の要件として、なるべく利害関係人は入れないということは当たり前だと思いますから、こういう条文の中に入れるか入れないかはともかく、判断としては利害関係人を除くという前提でやっていただきたい。

今後の工程表については8ページにあるとおりですが、これは我々が見てもよくわからないところもありますが、大体事業はこういうスケジュールで進められるということですね。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第60号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第60号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第60号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第61号及び議案第62号

委員長 次に議案第61号及び第62号「契約の変更について」であります。この2つは関連しますので一括して議題といたします。ただし、採決は個別にとりたいと思います。ご説明をお願いします。

教育施設課長 議案第61号「契約の締結について（（仮称）松戸市立関台小学校新築電気設備工事）」及び議案第62号「契約の締結について（（仮称）松戸市立関台小学校新築機械設備工事）」につきましては関連がございますので、一括して説明させていただきます。

議案書の9ページをごらんいただきたいと存じます。まずは議案第61号の電気設備工事でございますが、前文を読み上げます。

平成26年松戸市議会9月定例会議案第28号をもって議決された（仮称）松戸市立関台小学校新築電気設備工事の請負契約を次のように変更することについて、3月定例会市議会に議案として提出するよう市長に申し出るものとする。

契約金額につきましては、1の当初の契約金額は3億8,124万円、2の変更後の契約金額は3億8,511万1,800円、3の変更による増額分が387万1,800円でございます。

提案理由といたしましては、（仮称）松戸市立関台小学校新築工事の工程に合わせるため、工期延期に伴い、費用の増額が必要となったためでございます。

次の10ページの本議案の参考資料で提案理由を補足いたしますが、3の工期がその期日を平成27年12月25日から平成28年3月25日に変更するものでございます。これは電気設備工事につきましては、工期末日が平成27年12月25日という条件で入札執行手続がされ業者が決定したことに対し、新築の建築工事につきましては、工事費と工事期間が不足するとの理由から不調となり、その後、再公告で工期末日を平成28年3月25日に設定せざるを得ない状況において業者が決定したことによるものでございます。つまり、電気設備工事の工期末日を建築工事に合わせることにより、3カ月分の経費の増額が発生するというものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと存じます。議案第62号の機械設備工事でございますが、前文を読み上げます。

平成26年松戸市議会9月定例会議案第29号をもって議決された（仮称）松戸市立関台小学校新築機械設備工事の請負契約を次のように変更することについて、3月定例会議案として提出するよう市長に申し出るものとする。

契約金額につきましては、1の当初の契約金額は4億8,168万円、2の変更後の契約金額は4億8,517万4,880円、3の変更による増額分が349万4,880円でございます。

提案理由及びその補足につきましては、さきの電気設備工事の議案第61号と同様でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第61号及び62号に関する説明はただいまのとおりです。

議案第61号、第62号について、それぞれ区別しないで質疑及び討論をしたいと思えます。

山田委員 金額の増額につきましては、私どもではわかりかねるところが大き過ぎます。これは恐らく事業者と、それから教育施設課のご担当の中でしっかりとその必要性について判断されたのかどうか、まず明確にコメントいただければと思います。要は必要だということであれば、これは私どもとすれば認めざるを得ない。

それが質問なんですけれども、あともう一つは工期なんですけれども、附帯設備といいますか、附帯といいましてもかなり大きなものが機械設備と、それから電気ですか、について3月25日まで工事するわけですね。これ、開校が4月で本当に間に合うのかと、これ何回も言っているんですけれども、一般的な住宅建築の感覚から言うと、それから外構をやるん

ですよね、本体の躯体が終わってから。これ、恐らく説明を近隣の中でされている中でも4月に開校するというので皆さん伝わっていると思うんですけども、こういったことをだんだん積み重なった結果、やっぱり間に合いませんでしたということは教育委員会としては言うてはいけないことだろうと私は思うので、何回もしつこく聞いて恐縮なんですけど、こういうことが積み重なった結果、間に合わないということはないというふうに理解してよろしいでしょうか。ちょっとこれは今回の議案の主題じゃないんですが、工期の延長ということが附帯工事についてあったので、併せてお聞きしたいというふうに思います。2点お願いします。

教育施設課長補佐 2つ質問をいただきました。

まず、増額の金額につきましては、これはご説明したように経費の増額でございますので、3カ月分延びることによって設計価格を、いろんな率があるんですけども、それを掛け算して一定の金額をはじき出します。それに対して、設計から前段の工事の請負というのは請負率がございますので、うちのほうが設計を組んだ金額に対して落ちているから落札しているんです。その請負率を掛けてはじき出した金額でございます。だから、これはどこの誰がやっても変わらない金額でございますので確実な妥当性がございます。それがまず1点目。

それから2点目の工期の問題でございますが、委員ご案内のとおり、非常に厳しい工期でやっているのが現実でございます。それからあと、外構工事につきましては、一般的には確かに建物ができてから外回りの仕事をやっていくというのが一般的ではございますが、今回の場合は校庭整備を含むいわゆる土木工事を今後、次年度発注する予定なんです。それをできるだけ早期に発注して、いわゆる同時並行でやっていくやり方をとっていきます。そのために、周りのいわゆるあいている土地を借地するなど、できるだけ工事がスムーズに進むように手はずを整えて今、やっている最中でございます。したがって、我々一丸となって頑張ってお開校に向けやってございます。したがって、必ず間に合わせるように頑張っていくという形しか今の段階ではお答えできない状況でございます。

以上でございます。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 つまり、運動場、グラウンドも一緒に同時並行でやっていくと、校庭も一緒にやるそうです。この工事の工程なんですけど、工事の工程に合わせるために工期延長が発生したということでしたね。この説明、何の工程に合わせたのかというのを聞き漏らしたんですが、どういうふうに理解したらよろしいですか。

教育施設課長補佐 施設課長のほうから説明したことの若干繰り返しになりますが、まず平成26年6月2日に建築・電気・機械、これは最初に制限つき一般競争入札の実施に伴う公告を行いました。このときは、この3件の工期末日、これは平成27年12月25日で設定しておりました。それで、電気設備と機械設備については不調することなく、このまま入札がされたわけです。つまり、27年12月25日の条件をもって入札が行われました。

しかしながら、建築工事につきましては7月14日不調になりました。その不調の理由が工期が不足すること及び金額が不足すること、これが大きな理由でございました。したがって、8月1日に建築工事については再公告を行っています。これは予定価格をアップし、工期も3カ月ほど延長する平成28年3月25日という工期設定をいたしました。そのまま落札したわけですが、先に入札が行われた電気と機械については、一旦入札が行われておりますので、その条件を変えて契約することはできません。なので一回は12月25日のままで契約が行われているということでございます。一般的には3工事とも工期の末日はそろえなければいけませんので、契約の特殊事情が出ているものを今回正していくということが今回の趣旨でございます。

以上でございます。

委員長 そうですか、わかりました。つまり、全体の本体の工事のほうも遅れるから、電気や機械設備等の設置についても当然それに応じた日程を組まなければいけない恐れがあるということですね。したがって、それで僕は全然異論はないんですが、この議案がちょっと何かなと一瞬思いました。つまり、契約の変更ということです。説明では契約の締結という言葉がありましたけれども、これは変更でしょうか、契約内容の変更なんではないでしょうか。契約そのものを変更するんじゃなくて、工期が遅れることによって経費が少し増加すると、その内容について、この議案としては審議してほしいということですよ。

契約の変更だと誰かほかの契約を、普通の契約するのかなと思ったものですから、契約内容の変更のほうが議案としては正しいかなという気がしました。議事録として、記録として残るでしょうから、そんなふうにした次第です。

ほかに何かありますか。よろしゅうございますか。

山田委員。

山田委員 重ねてで恐縮ですが、大雪が2回も降れば工事というのは大幅におくれるわけで、3月がどうなるのかということは私は素人ですが素人考えにも大変綱渡りだなというふうに思います。

素人だから思うのかもしれませんが、専門家から見ればちゃんとできるのかもしれませんが、先ほどの外構も同時に行うとかというようなことで、業者さんを急がせればできるという問題じゃなく、安全を保ちながら、あるいは近隣の影響も考えながらなさると思いますので、本当にできることは全て手を打って、仮に、私はそうでないことをもちろん望んでいますが、例えば安全な避難設備の確認とかを先生方がした上で新学期を迎えられるのかというようなことも考えると、この電気設備とか消火器とかといったものを、もちろん検査を受けられるんでしょうが、やはり本当に厳しいというふうに思わざるを得ない。

このためにできることは全てやり、そして仮にできないのであれば、そのときどうするかというようなことが検討されるのかどうか。危ないことまでして見切り発車のような開校ということになったら、これは新しいものができたというよい面だけで済まないことが起きるというふうにちょっと感じます。本当に老婆心というか余計な心配であればいいわけなんですけれども、重ねて心配を感じるものですから、市役所あるいはいろんな部局がご一緒になって力を尽くしていただきたいというふうに重ねてお願いをさせていただきます。

以上です。

委員長 そうですね。山田委員の心配はしっかりと4月1日開校に合わせてくださいということです。それは当然ですが、最終的な非常事態というのは、やっぱり教育長、何か想定されて、こういう手は打つということはお考えおきください。ここで回答は必要ありませんが、山田委員がこれだけ心配されておりますのでよろしくお願いします。

ほかにかがでしょうか。ないようですので、議案61号及び62号に関する質疑及び討論を終結します。

それでは、最初に議案第61号を採決いたします。議案第61号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第61号は原案どおり決定いたしました。

続いて、議案第62号についてお諮りいたします。第62号についても、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第62号も原案どおり決定いたしました。

◎議案第63号

委員長 次に議案第63号をお諮りいたします。

議案第63号「松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育企画課長 それでは、議案第63号についてご説明を申し上げます。松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則の制定についてご提案いたすものでございます。

資料の議案のボリュームがあるわけですが、まず23ページをごらんいただきたいと思います。議案第63号の参考資料でございます。まず、なぜこの規則を制定するかということについて概要をご説明申し上げます。

もとなる条例、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例が改正されました。この改正の目的ですけれども、公の施設の指定管理者の指定に当たりまして、専門家や有識者、外部の委員を登用し、指定管理者の指定手続について透明性・公平性を向上させるためのものでございます。

改正の概要でございますけれども、これまではいわゆる市の職員、内部の職員のみで構成された指定管理者候補者選考委員会において指定管理者の候補者の選定を実施してきましたが、今後は学識経験者等の外部委員を登用した指定管理者候補者審査委員会で基準を満たす団体かどうか審査するように改めたものでございます。

あわせて、これまで指定管理者の指定手続に関しましては、各公の施設の条例施行規則で個別に規定をされていたところでございますが、これらを統合いたしまして、また、要綱で運用しておりました選考委員会の組織と運営に関する規定を追加した上で、新たな規則として一本化するものでございます。

それでは、条文のほうに移らせていただきます。14ページをお開きいただきたいと思います。松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則でございます。

第1条はこの規則の趣旨を定めるものでございます。

第2条、指定管理者の指定の申請でございますが、こちらは指定管理者の指定申請書の様式及びその必要な添付書類を定めるものでございます。

第3条でございますけれども、こちらは指定管理者の候補者の選定基準を定めるものでございます。

続きまして第4条、第5条でございますけれども、こちらは指定管理者の候補者の選定結

果、それから指定管理者として指定した場合の指定の通知についての手続について定めるものでございます。

第6条でございますが、ここは条例の改正に関連するところでございますが、審査委員会の構成でございます。審査委員会の構成につきましては、学識経験を有する者、教育委員会事務局職員、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成するものとしたしました。なお、この場合において1号及び第3号の委員、これが外部委員ということになるわけですが、こちらにつきましては第2号に掲げる委員、つまり教育委員会の職員、と同数以上でなければならないとするものでございます。すなわち外部委員は内部委員より同数以上いなければいけないと。少なくとも半数は外部委員としなければいけないと、その旨を定めるものでございます。

7条、8条、9条につきましては、委員会の委員長及び副委員長、それから会議の運営について定めるものでございますが、こちらにつきましてはその他の審議会、委員会と同様でございます。

第10条でございます。会議の公開でございます。この審査委員会の会議につきましては、松戸市情報公開条例第32条のただし書きにより非公開とするものでございます。これは審査の過程で各法人の信用に関する情報、企業秘密等々に関する情報が審議されることもあるため、情報公開条例の規定により非開示とできる情報に該当しますので、非公開とするものでございます。

第11条につきましては、審査会の委員に対して守秘義務を課すものでございます。

第12条、庶務でございますけれども、審査委員会の庶務、つまり審査委員会の事務局はそれぞれの施設を所管する課において処理するものでございます。教育委員会であれば文化会館につきましては社会教育課、市民劇場も社会教育課、それからスポーツ施設についてはスポーツ課、こういったところになるかと思っております。

そのほか附則でございますけれども、先ほど申しましたように、これまで各公の施設の条例規則に指定されていた指定管理者に関する条項を本規則に統合するものですから、市民劇場条例、スポーツ施設管理運営規則の重複する部分を削除するものでございます。

18ページ以降は、各申請書等の様式を定めるものでございます。

以上、雑駁でございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第63号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員 改正の目的というところで、専門家の有識者、外部の委員を登用し、公平性・透明性を向上させるとありますけれども、それは一般的にそういうものが行政の決定として時代の流れだから今回そうしたという、そういうことでいいのか、何かきっかけになるような何かがあったのか、特別な何か事由があるのか、その辺をちょっと教えてください。

教育企画課長 もともとは確かに市職員だけで運営委員会をやっておりました。つまり、これまでは外部委員は入れなかったわけですが、しかしながら、やっぱりこれは市の行政決定に関しまして市職員以外の者、つまり民間の方の知見を活用すると、そういう流れの中でこの条例の制定に至っているというふうに考えてよろしいかと思えます。

もう1点は、多くの自治体がこういった市の行政決定をするに当たっては、今まで附属機関とせずに要綱で私的諮問機関として位置づけていた部分があるんですけれども、これに関しては条例化を図っているということもありますので、そういった流れも一つございます。

委員長 つまり、市場委員がお聞きになったように、何か事故あるいは不都合があったからというわけではないということですね。

教育企画課長 特に指定管理者の選考に関してトラブルがあったとか、何か不都合があったとか、そのようなことは聞いてございません。

市場委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょう。

松田委員 審査委員会についてお聞きいたします。これはもとの条例の14条に基づくものだと思いますが、その都度、委嘱し任命して、調査が終わったら解かれるということになっています。この場合の委員の任期というのはどれぐらいのものなのでしょうか。

教育企画課長 指定管理者制度を導入するに当たりまして、例えばある施設を指定管理者にするという場合の標準的なスケジュールなんですけれども、基本的には1年ぐらい前から動き出します。そう考えますと、審査委員会の任期といたしましては最長1年、おおむね半年、このぐらいかと思えます。

松田委員 ありがとうございます。

委員長 今まで教育委員会も幾つかの指定管理者を指定してきました。教育長、今の松田委員の質問について補足することはありますか。

教育長 松田委員の質問については特にはありません。ただ、これは恐らくどこの自治体もだ

と思うのですが、指定管理者をほとんどというか全部外部にというふうになってきたのは最近の流れで、一方で公的サービスについての求められるところというのは、やはり年々厳しくというか、きちっとした公的サービスが求められるように、市民の皆さんの意識がなっていますよ。それに対して、指定管理者の皆さんがやはりきちっとした意識を持ってそれに対応してもらわないと困るんです。そういう意味では私たちのほうからの指導もしっかりやっていかなければいけないのかなと思っています。

委員長 そういう意味では、資料の15ページ、条文で言うと3条、選定基準の最後の(4)ですね、「その他教育委員会が定める事項」にかかわることだと思います。この指定管理者で思い出すある事故があります。東京都のどこかの市でプールの指定管理者に委託したところ、その指定された事業者がそのまま丸投げして他の事業者に委託していました。そこで事故が起きました。女の子が排水口のところに飲み込まれて亡くなられたという事故がありました。それ以来、いつも指定管理者の件でそのことを思い出します。

つまり、もうけ主義でやると安いところにまた丸投げしてしまう。そこで安全管理が十分できないことになる。そういう事例が現にあったので、その他教育委員会が定める事項ということの中身としては、丸投げ、再委託等はやむを得ない場合を除いて絶対に認めないと。そうしないと監督責任が届かない、できないということになりかねないですよ。ちょっと細かいことですが、ああいったプールでの事故は絶対に起きてはならないということを肝に銘じてほしいと思っています。

松田委員 申し訳ありません、先ほどの確認なんですけど、30ページなんですけれども、第14条の3のところ、委員は「調査審議が終了したとき」とあるんですけど、調査審議が終了するというのは、この場合にどういう状態を指すのか教えていただければと思います。

教育企画課長 先ほど申しましたように、一般的な手続といたしまして、指定管理者の募集をした場合、例えばA社、B社、C社、例えば3社応募してきたとします。それをどの事業者が指定管理者としてふさわしいか、一番最適かという候補者を決めます。その候補者が決まった段階というのが調査審議が終了した段階、このように捉えております。

松田委員 全く決めるまでなんです。審査だけであり、評価等には関与しないということですね。

委員長 つまり、指定管理者を決定するまでという、そういう理解でいいですか。

松田委員 そういう理解なんです、わかりました、ありがとうございます。

委員長 したがって2年も3年も続くというわけじゃないんですね。それで、先ほど1年程度

が大体めどだというふうにおっしゃったわけですね。任期規定はないわけで、あえて言えば、今の規定が任期規定になるということですね。

ほかにいかがでしょう。

それでは、質疑及び討論を終結してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 ないようですので、議案第63号につきましては、質疑及び討論を終了し、採決したいと思えます。

議案第63号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、議案第63号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第64号

委員長 次に、議案第64号です。お手元の資料33ページにありますように、議案第64号は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新教育長の設置」ということでありますが、つまり地教行法の改正に伴って、その内容に従った今後の教育委員会組織に関する審議となります。これは今後、我々教育委員会をどのようにするかという重要な内容になり、市長に対して意見を提案するものとなっております。したがって、議案第64号につきましては秘密会とさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。皆さん、異議なしとおっしゃいましたので、議案第64号については秘密会とさせていただきます。

秘密会は議事録をとっていないんですが、議案第64号につきましては記録を残したいと思っておりますが、それもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、以上でございます。その他の方はご退席願います。

(指定職員以外退室)

委員長 それでは、議案第64号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新教育長の設置について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育企画課長 議案第64号でございますけれども、本件につきましては合議制の機関である教育委員会の組織といいますか、体制そのものに関するものでございます。事務局として特に申し上げることはございませんので、議案の朗読をもってこれにかえさせていただきたいと思っております。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新教育長の設置について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成27年4月1日から同法13条第1項の規定により教育長を設置する。平成27年1月15日提出。松戸市教育委員会委員長關英昭。

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行にあわせ、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を設置するためのものでございます。なお、1点だけ申し上げますと、新教育長の設置に関しましては、法律の改正法に経過措置が設けられており、現在の教育長である伊藤教育長の教育委員としての任期満了までは経過措置がありまして、従前の例によることは可能なわけでございますけれども、法律の施行と同時に新教育長も設置してはいかかということでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。議案第64号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員 今、討論することは4月1日から新教育長の体制をつくるのか、それとも移行期間をつくるのかを議論しましょうという話ですか、今は。

委員長 そういうことになります。中身としてはそれでありまして。移行期間を置かないとすると、今度は法律にあわせて仕組みを変えることになりますから、当然その内容も議論の対象になります。

教育長としては発言しにくいでしょうから、私からあえて補足させていただきます。これは市長がそのようにしたいということになります。したがって、それを打診しているわけで

しょうが、それを受けて教育委員会としてもそのようにしてほしいという提案になります。法が4月1日から施行になりますので、市長がそのような意向であれば我々もそれに従ってそのような組織変更、組織体制でいこうという提案、市長の意向の承認のようなものです。

山田委員 何回か勉強会で内容を勉強させていただいて、松戸がいち早く新制度に移るということに関しては、恐らく近隣市では先延ばしといいますか、移行期間を置くところもあるというふうに聞いていますので、松戸市がそういう中で早く移行するということに関して、私は基本的には望ましいことではないのかなというふうに思っております。

新しい制度の利点をどう生かすかという視点で、ぜひ新しい制度の運用について事務局のほうでいろいろな進行方法等についてはこれから詰められると思うんですが、利点を生かし、そして松戸の従来よりよいと思われる点を残す方法が何なのかというところについて、ぜひ早く具体的な検討を深めていただきたいというふうに思います。

もう一つ申し添えれば、大変、關委員長のリードのもとで議論が活発化したということは松戸の大きな利点の一つであり、進行方法については最も留意していただければというふうに思うところであります。

以上、意見です。

委員長 お褒めにあずかり、ありがとうございます。私のリードというよりは皆さんが自発的にそれぞれ市民の意見を代弁して発言して下さったからであります。

一番大きいのは、教育長が委員でなくなるということです。したがって、それも承認していただくことになるわけです。以前、我々はこういう資料を頂戴しました。近隣市町村の動向です。松戸市を入れて7市。今、山田委員からもありましたが、市川市が3月31日で任期満了するから4月1日から進めるということは我々も情報をもらいました。他の市については、まだ未定のところも含めて任期満了まで待つというようなところもあって、松戸市の説明は経過措置により現教育長の任期である平成29年4月1日までは旧法によることができるが、前倒しもあり得るという説明になっています。したがって、市長の意向としては前倒しして4月1日から進めたいということです。

我々は事前に2回ほど総合教育会議らしきものを開きました。そこで意見交換をしました。教育企画課長には、改革点のメモをとってもらったほど、市長とは意見交換がうまく滑り出したのかなと思っています。そんなわけで、ここであえて、任期満了まで教育長を務めるといようなご意見であれば別ですが、そうでなければこういう方針で進めるということでしょうか。

教育長 実は今日の午前中にある自治体の教育長さんから電話がありまして、ほかの県の話なんです。その自治体も4月1日から任期がちょうど終わるので動かなければいけないんです。全然準備が進んでいなくて焦っているわけですが、どの部分を一番焦っているかというところ、小さい自治体なので、田舎のほうですし、やっぱり教育委員長さんがメインで、ですから議会もいろんなご挨拶も教育長はほとんど出ない。これまで教育委員長がもう中心で動いてきたと。多分そういう自治体が多いんです、全国では、議会に教育委員長さんというところは結構あるんです。そういうところはこの動きは大変なんですよ。

今度のいろんなシステムが新教育長というものがまずあって動いているので、今の形を残したままやって本当にどの程度うまくいくのかなというのはあります。あと2年間延ばした場合に、逆に私としては不安があります。

もう1点、山田委員さんがおっしゃった副委員長さんのこれまでのリーダーシップについては、こういう形を残したいと思いますし、もう一つ、総合教育会議も市長が主管とはありますけれども、市長が議長の立場でやるというのはどうも想像ができないくらいのものであるので、やっぱりそこでの進行役というのは、私は副委員長にお願いするしかないのかなというふうに思っています。なるべく今のいい形を残したものでというふうに事務局には詰めてもらっています。

委員長 委員会の会議をどういう形で進めるかについては今後議論することとして、新体制に4月1日から入ると。今まで教育長が議会対応してきたこともあるので、そういう意味ではスムーズに松戸市は入りやすいわけですよ。私は一度も議会で答弁したことはありません、おかげさまで。でも、関東甲信越静の理事会や全国の理事会でお話を聞いていると、委員長が確かに議会対応しているという市町村があるんです。僕はそれを聞くと、楽な立場だなといつも思っていました。

そうすると、今度はそういう人たちが教育長になっていくのか、それともどういうふうになっていくのかを含めて、他市のことは他市で考えていただくことにして、本市としては非常にそこはうまくできるということですよ。そのかわり、この委員会が教育長を監視する委員会になると思います。校長先生初め教員から内部告発を受ける立場になるということです。それはメリットでもあると思います。大転換です。でも、しばらく猶予期間も含めてならし運転というのは当然必要だと思います。一遍にがらっと変わるといのはなかなか難しいと思います。また、文科省の説明書を見ても、余り無理なことは書いていないですよ。やりながらいい形をつくってくださいと。総合教育会議も同様で、やりながら何かいい方法

を考えてくださいというふうな、そんなニュアンスですよ。今のところそれしかないのかなという気もいたします。

それでは、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第64号については質疑及び討論を打ち切り、採決いたします。

議案第64号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第64号は原案どおり決定いたしました。

それでは、秘密会を以上で終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可します。

(関係職員等入室)

委員長 議案第64号につきましては、原案どおり決定しましたことをご報告いたします。

◎報告第1号

委員長 以上で議案が終了し、次に報告等です。

まず最初に、「平成27年松戸市成人式の結果について」であります。

ご報告申し上げます。

社会教育課長 委員の皆様には、ご参列いただきましてまことにありがとうございました。

では、27年松戸市成人式についてご報告いたします。

資料の2ページをごらんください。当日の出席の状況でございますが、対象者が4,743人、うち出席者2,917人ということで、昨年より262人増えましたが、出席率は61.5%で昨年とほぼ同じでございました。来賓につきましては、国会議員がお一人、県会議員が5人、市議会議員が33人の計39人にご臨席いただきました。主催者側でございますが、教育委員の皆様、社会教育委員4人、選挙管理委員会委員4人、明るい選挙推進協議会委員3人の計18人にご参列いただきました。市職員でございますが、教育委員会が26人、選挙管理委員会が9人の職員が従事させていただきました。

舞台の運営につきましては新成人に担っていただきまして、3ページにございますけれども、27年松戸市成人式協力者ということで新成人スタッフが13人、一般ボランティアとして昨年、一昨年の成人スタッフが9名、受付や式典、レセプションホールの運営にご協力いた

できました。また、今回も赤十字特殊救護奉仕団東葛隊の方々にご協力いただきまして救護所を設置しておりましたが、具合を悪くされた方はおりませんでした。隣室の着つけ直しにつきましては、多くの方がご利用されているような状況でございました。レセプションホールでございますけれども、例年どおり写真の撮影と3年後の自分やお世話になった方へ手紙を出すというコーナーを設けて、大変にぎわった状態でございました。

なお、終了後に新成人スタッフに話を聞きましたところ、成人式の企画と運営に携われた貴重な経験をすることができ、また、よい仲間と出会えたことはよかったと感想を述べておりました。

簡単ではございますが、以上、報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

何かご意見ありますか。

山田委員 社会教育課長、今回、終わる時間帯にはほとんど恐らく8割か9割の方が会場外に出ていらっしやいました。そのことの原因というのは何だったのかとかということは今ここで一個一個やってもあれなんです、運営の方針といいますか、新成人スタッフを中心に、その自主性というか総意を生かしてやっていくということは、これは既定路線なんですか。

なぜそのようなことを申し上げるかという、やはり内容については、もちろん新成人スタッフはすごく頑張ったんですけども、共感を得られ切れなかった、あるいは時間の管理がうまくいかなかった。お昼12時40分ですか、終わったのが。結局お迎えの時間もあるし、みんな出ちゃわざるを得ない。だから、本人たちにしてみれば最後、少し寂しい状況と思われることになってしまう。こういったことを試行錯誤してやるような私は式典じゃないんじゃないかと思うんです、成人式というのは。

なので、成人式が本来どうあるべきかという本質からもう一回考えたときに、運営方法というのは必ずしもやり方にでなく、いろいろな年代の方が作り上げていくこと、ボランティアにしても。あるいは市長のご挨拶もありましたけれども、教育長が最後、講評の中でしっかりと意義をお伝えをいただいたんですが、残念ながら、その時間には人がほとんどいないという状態でした。そういった意味では、一緒に社会をつくっていこうというメッセージがどれぐらい伝わったかなということに非常にちょっと残念な思いが今回ありましたので、その傾向はここ数年感じていたんですけども、どうも今回はそういったことが強く強く思われてならないということがありました。その運営方法については、これは同学年が頑張っ

ているんだから、みんなちゃんと聞いて欲しいという、そういうことでみんなを座らせようとすると私はちょっと思えるのですが、それで今後もいくのかどうか、コメントいただけると大変ありがたいんですけども、いかがですか。

社会教育課長 この新成人スタッフ方式につきましては平成10年度から取り入れておりますのは、ご承知のとおりでございます。行政の一方的な新成人を祝うものではなくて、新成人みずからが企画運営に参加することで何のために誰のための成人式か、成人式とは何かということのみずから考えて、会場に参加した成人に問いかけるというような催しとして取り組んできたというふう聞いておりました、そういうものであるというふうな認識を持っていたところでございます。

ただ、先ほど山田委員のほうから言われましたとおり、確かに後半のほうでというより、半ばぐらいから会場の外に出てしまう新成人が多数いたことをすごく残念に思っているところでございます。今回の新成人の考えとしましては、一体感を出したいと。まずは、イベントで若干の盛り上がりを持ちまして、粛々と式典に臨みたいというような考えでございました。最後の成人の主張等を聞いていただけなかった部分のところはすごく残念であり、また、教育長の講話につきましても、ぜひ聞いていただきたかった部分ではございました。

そういう意味からしまして、組み立てをもう少し考える工夫が必要だったなということが今、自分自身の反省として捉えているところでございます。

この方式に限界が来ているのかということにつきましては、今、私のほうでもわかりません。ただ、ここにつきましては真摯に今のご意見等を伺いまして、皆で協議しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

瀧田委員 大きな会でしたから大変だったと思います。特別なことがなければ、それはそれでよかったんじゃないかなと思うんですが、やはりああいう大きいイベントになりますと、プロデュース力というか、そういうものがどうしても必要になりますね。音響とか専門の担当者がある部署は非常によかったと思います。

私も12年プラス社会教育委員のときも合わせるから15年ぐらい参加させていただいています。初めのころの荒れた状態は、あれはまた違う一つのエネルギーの発散だったと思うんですが、今回はエネルギーが舞台の上だけで客席をまき込むことが出来ませんでしたね。

司会者が、これで成人式を終わりますと言ったんです。その段階で、実はその後はフリー参加になったということです。本当はイベント全部を含めて成人式って言ったほうがいいん

じゃないかなというふうに思いました。

プロデュース力ですね。それぞれ新成人には新成人の楽しみ方もあるのかなと思いながら、あれだけ会場（ホール）から外に出してしまうのは残念でした。はじめの出席者が多かったというのは、それだけ期待して来たと思います。ですから、それに対してプロデュースは、表には見えないけど陰でアシストをやってあげないと、スタッフは一年だけで、最初で最後です。ですから、会全体のプロデュースは社会教育課の仕事ですね。

今回は単数参加が多く、スタッフが出演者だったりお互いに自分たちだけでやりくりしてましたよね。複数で何かをするという方向があれば、もうちょっとにぎやかだったかなと。スタッフも14人でしたね。それも今までになく少人数だったと思いました。

それから、パンフレット一番後ろの「あなたが生まれてからの20年」というところ。拝見させていただきましたけれども、本当に大変な20年で、4回大きな大きな地震があるんです。その他に広島のと砂崩れとか御嶽山噴火等もありました。この世代の若い人の生き方に影響をしていないか心配しています。

それで、もっと本当は書いてもらいたかったのは、ノーベル賞の受賞がここには3人ぐらいしか書いていないんです。ノーベル賞、2000年から15年まで14人ノーベル賞を受けているんです。それが化学や物理、生理学の分野でこれだけ日本人がノーベル賞をとっているのは、一つのこれも誇りでしょう。

そういう誇りみたいなものをちりばめて、記録しておくことも大切だと思います。

でも、主催者の方は本当に大変だったと思うし、新成人がロビーにあふれ返っているのを見ながら、これも一つの生きていく喜びなんだなというふうに思った次第です。ありがとうございました。

松田委員 参加させていただいて、特に最後の教育長の言葉には心打たれました。感謝という言葉に乗せて新成人たちに本当に訴えたいことがはっきりしてよかったです。ただ、時間的なことがやっぱり最後まで響いてしまって、2人の掛け合いが最初はよかったんですが、最後はだらだら感が支配してしまっただ。そんな感じを持っています。

それで、昨年度のこの会のことを思い出してみると、実はあのときに2つのことを社会教育課のほうにお願いした記憶があります。それは、一つは私のほうからだったんですけども、成人式という事業の評価をどうするのかということで、何人出席した、何分かつた、そういう評価ではなくて、新成人が何を得たのかというアウトカムの評価をぜひ工夫していただきたいということでした。

それから、これは教育長から大変すばらしい言葉をおっしゃっていただいたのですが、自主性に任せる限り、みずからの能力を超えるきっかけとならないと。ですから、私たちが、既成人が主導する場面があっただけというふうなことをおっしゃっていただいたわけです。それが今回どのように反映されたのかということです。ここで問う気はありませんけれども、今年も同じようなことを言わせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

委員長 という出席した委員の皆さんからのご意見です。

教育長、どうぞ。

教育長 2点目については、指導体制を少し手を加える必要があるのかなど。自主性に任せているように見せながら指導するというのは、やっぱり技術が要ります。教員は持っている人がいるんですけども、そういう技術的な部分を市教委の体制の中でやっぱりつくる必要があるなど、今年は思いました。去年はもう1年とっていたんですけども、やっぱりそこに手を入れないと、あのシステムでやる以上は、そこに例えば学校教育部の力をかりるとか、あるいは社会教育の中でそういう力をほかの課と連携するとか、何かそういう手を加えないと、また同じような危険性というか、怖さがあります。

自主性を育てるとするのはすごく難しいので、去年も言ったと思うんですけども、成人式はやっぱり社会教育の中では一大イベントなので、あそこで20歳の人たちに何を学んでもらうかというスタンスは絶対必要ですし、そうすると、今年のような状況は本当にもったいないというか寂しく思います。だから、何とかそこは努力しましょうというふうに思います。

山田委員 テレビに出ていたんですけども、福井市の成人式は教室なのかな、どこかに小学校のその子たちが6年生のときの担任の先生を囲むというのがテレビに出ていたんです。ただ、成長した姿を、先生ってやっぱり覚えているんですか、一人も多分忘れないんだろうと思うんですけども、だからそこに先生がお手伝いいただくんじゃ、松戸の人数のレベルじゃ大変なことになっちゃいますけれども、やっぱり心に届くやり方って必ずしも一つじゃないし、学校教育部の力をということになると、いろんなことが考え得ると思うので、ぜひ本当に成長する大人への階段の本当に大きな入口で、一世一代の晴れ着を着て外でしゃべっているというのは、ちょっとやっぱり何とかしたいと、心から思います。

委員長 僕も10年近く出席していますけれども、元気があっていい部分もあるんですけども、新成人が何をその式で得たかという、アウトカムと先ほど松田委員がおっしゃった、これ、僕としては選挙管理委員会もこれに加わっているわけですから、こんなアイデアもあってい

いのかなという気がします。

一つは、松戸市長選挙は6月にありました。国会議員の選挙もありました。その前、市議会議員もありました。それらの投票に行った人たちの新成人、つまり、去年成人式を終えた次の人たち、その人たちがどのくらい投票しているかという統計を出したらどうでしょうか。それで、みんなでもうちょっと議会や政治にも関心を持とうじゃないかというようなメッセージがあってもいい。感謝もいいんですけども、そういう大人としての責任感、こんなことを意識している、というような主張があってもいいと思いました。

それから、瀧田委員がプロデュースとおっしゃったけれども、式のやり方の組み立てをするようなプロデュースもあっていいのかなと思います。例えば、外にいるより中にいるほうがメリットがあるよという何かを与えるといい。みんな懐かしいから外にいるんですよ。外より中が楽しいよという工夫をすれば、そうすれば言わなくたってみんな入ってきますよ。

テレビでは浦安がいつも出ますよね。ディズニーランドの楽しさがあるから、誰も途中で帰らないんですよ。

山田委員 本当に浦安はだからあれをやるんでしょうし、あれはあれでよくて、意味があるかとかって考えるとばかばかしいと、僕なんかは思うけども、でも、それで思い出に残り、話題になって。じゃ、松戸はどうするかと考えたら、多分方法はあると思うんです。

委員長 あると思います。

山田委員 大人がプロデュース力とか企画力とか、本気になったらおもしろいことができる、新成人を最後まで席を立たせないぜみたいな、ちょっと2年、3年上の先輩たちなんかいっぱいいると思うんです。あるいは、大学生のちょっとそういう学生のいろんな活動をやっている。だから、そういうようなことを活用していくとか、本当にいろんなことをやり得るし、そこにいろんな意見を出し得るので、新成人スタッフをずっと使い、そこでやるんじゃないくて、その時間帯はあってもいいかもしれないけども、縦軸ではしっかり管理してやるというようなあたりが本当にやれないかな。

委員長 つまり、前年度やその前のスタッフも仲間に入れて一緒に考える。それもいいでしょう。

山田委員 どちらかというところ、新成人の先輩たちが進行したりするとおもしろいような気がするんですけども。

委員長 というふうなことも意見としてお考えください。

今までのやり方はやり方でとても意義があったと思います。さらに工夫や改革も必要だと

ということです。

どうもありがとうございました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。事務局より、何かご報告ありますか。

スポーツ課長 七草マラソンについて報告をさせていただきます。

まず、瀧田職務代理者につきましては、朝早くから開会式に出席いただきましてありがとうございました。

瀧田委員 出席させていただきました。

スポーツ課長 それでは、平成27年1月11日に開催いたしました第60回松戸市七草マラソン大会について報告させていただきます。

午前8時40分から、資料2ページの来賓の方々に出席をいただきまして開会式を行いました。その後、9時25分、小学生高学年2キロの部を最初に15種目6グループに分かれ、昨年同様、スターターを岡本体育協会会長、市長、議長、教育長、生涯学習部長に務めていただきまして、最後に10時15分、10キロの部がスタートし、11時35分、最終ランナーがゴールいたしました。なお、10キロの部には中間地点に関門を設けまして、20名弱のランナーがタイムオーバーとなり通過することができませんでした。

参加人数についてですが、申し込み数5,191組5,662名の申し込みがございました。第59回大会はハーフマラソンを実施いたしましたので、第58回大会と比較いたしますと900組982名の増となりました。今年も当日朝6時30分から9時まで北松戸駅から運動公園まで無料送迎バスを運行いたしまして、930名の方が利用されました。マラソン大会終了に合わせて11時から13時20分まで同じく無料送迎バスを運行いたしまして、530名の方が利用されております。

また、参加者の受け付けにつきましては、例年当日の朝、受け付けを行っておりましたが、今年はゼッケン、記念品等を昨年12月下旬に参加者全員に送付をいたしました関係で、当日の朝の受け付けはゼッケン等が届かなかった方だけになりますので、正式な参加人数についてはつかめておりませんが、約5,000名の方が参加されたと思います。完走者は4,529組4,975名ですので、完走率は99.5%になります。

当日従事人数ですが、体育協会関係、スポーツ少年団、陸上競技協会、スポーツ推進委員ほか資料に記載のとおり578名で、第58回大会より85名の増となりました。今年もボランティアとして市立松戸高校、専大松戸高校の陸上部と県立松戸高校の吹奏楽部の皆さんに参加していただきました。

出店につきましては、昨年初めて出店コーナーを設けましたが、会場に来られた多くの方が利用されておりましたので、ことしも募集をいたしまして、松戸青年会議所、矢切りねぎコロッケほか全5店舗の出店がございました。

事故、トラブル、苦情等ですが、松戸市立病院にタクシーを呼べない、沿道の太鼓での応援がうるさいとの苦情がありましたが、大きな事故、大きなトラブルはなく、無事第60回七草マラソン大会を終了することができました。

参考までに資料の3ページに大会完走者の内訳、それから4ページにマラソン大会の上位入賞者一覧、そして大会の様子の写真撮影したものを添付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

簡単でございますが、報告とさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございます。

瀧田委員 私、家が近いものですから、楽しみに拝見させていただきました。今年は去年のハーフマラソンの運営でかなりスタッフの方も勉強したと思います。スムーズな感じがしていました、天気にも恵まれていましたけれども。随分順調にしているなと思ったら、人数も多いみたいでよかったと思いました。

それから、一昨年ですが、けいれんを起こした方というのがいらっしゃるということで、水分の補給についてどう考えているのかと申し上げたことがありましたが、路上で水分補給の場が何か所か設けているということで、よかったと思いました。10キロを走ると結構、人によっては水分補給が必要になりますので、とても細やかなお気遣いをしていただいたと思います。

それから、終わった後の、道路標示の撤去もすみやかに行われていました。事後処理が手早く行われると地域の理解も上がりますね。私は去年、ハーフを実施したことがプラスになったと思っています。アンケートの用紙回収箱が、いっぱいありましたけれども、幾つか返ってましたか。何か意見が出ていましたか。

スポーツ課長 まだ集計をしておりますけども、かなりアンケートをいただいております。

瀧田委員 そうでしたね。やっぱり意見を吸収することはしておいたほうが良いですね。市民

にとってはとても大きなイベントだと思います。参加者の最高齢幾つだったんでしょうか。小学生から高齢者まで楽しんでいる会なので、私も楽しませて頂きました。

ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんでマラソン大会について何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局からほかに何かご報告等ありますか。

教育企画課長 市内の小中学校、高校の卒業式の日程について決まりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、市立高校ですが3月10日火曜日でございます。市立高校、3月10日火曜日。次に、市立中学校ですが13日金曜日。中学校は13日金曜日。最後に、小学校ですけれども18日水曜日。小学校は18日水曜日。

以上の日程で卒業式をとり行います。

以上、ご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

卒業式に参加できるかどうかは追ってまた事務局から一覧表を配付していただきます。

ほかに何かございますか。

市場委員 資料を持ってきていただけるはずだったんですが……。

委員長 事務局から何か報告があるかということですが後に回します。僕が聞いたかったのは、インフルエンザの状況です。今のところそんなに問題はないですか。

学校教育部長 今、出ています。

委員長 空気が乾燥しているので流行っているという情報があります。市内の小中学校ではどんなものかお聞きします。

学校教育部長 きのう現在で3校で3学級インフルエンザで休校しています。学級閉鎖です。

教育長 11月、12月に例年より早目に一度、学級閉鎖が増えたのですが、冬休みが終わって初めはなかったんですけれども、この3連休明けでまた出始めています。全国的にはもっと流行っているようですけれども。

委員長 そうですね。とにかく関東地方は空気が乾燥しているので、子供たちにはうがいをしたり水分を補給して欲しいと思いました。

それでは市場委員、どうぞ。

市場委員 これ終わった後で。

委員長 そうですか、この後でお願いしましょう。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について事務局、お願いします。

教育企画課長 それでは、平成27年2月定例会でございますが、2月13日金曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 委員の皆さん、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は平成27年2月13日金曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成27年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員